

講演会・相談会 アウトライン案

実施時期	平成28年10月以降	
定員	各回100名	
年間実施回数	4回(区部2回、多摩地区2回)	
対象者	【講演会】 都民 医療従事者、看護職員、介護職員、介護支援専門員など (居宅サービス・施設サービス)	【相談会】 医療従事者、看護職員、介護職員、介護支援専門員など (居宅サービス・施設サービス) ※都民は対象外
内容	【講演会】 地域ごとに、実際に看取りを行ったご家族と関係した医療・看護・介護職が、講演を開催	【相談会】 地域で看取りを行っている事業者(左記講演会の演者)と、これから看取りに取り組もうとする事業者との間で、相談や意見交換を行う